

# Muse

TEIKOKU DATABANK  
HISTORICAL MUSEUM

帝国データバンク史料館だより  
[ミューズ]

2019.4  
Vol.34

Muse  
Talk

ミューズトーク

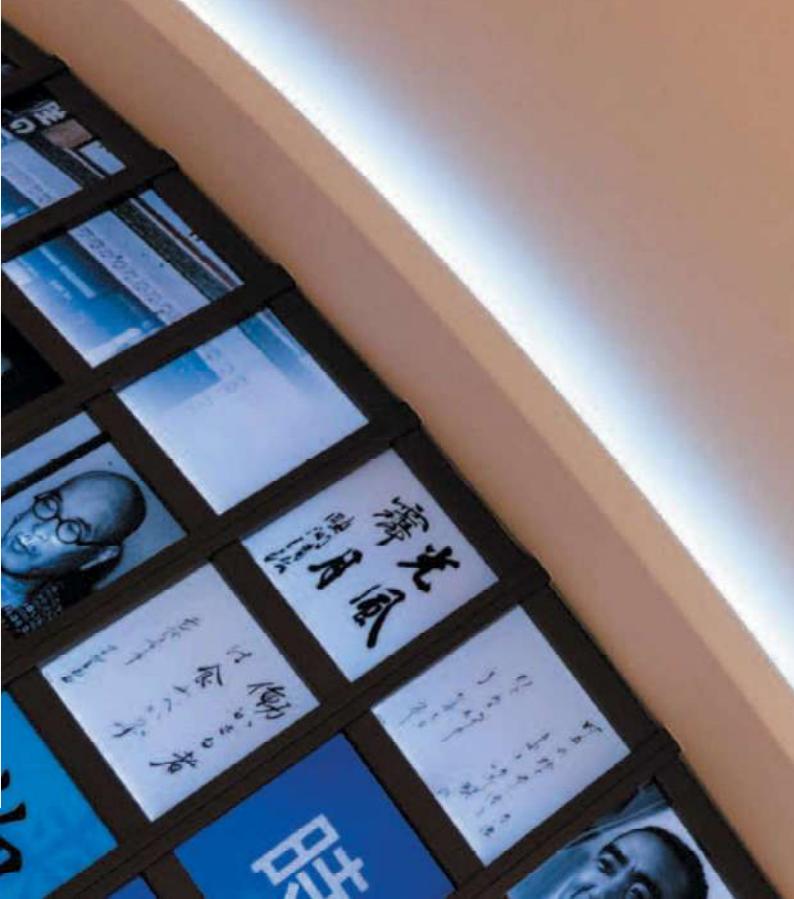
## 博物館の世界、これまでとこれから

ミュージアム最近事情から見えてくること

公益財団法人日本博物館協会 専務理事 半田 昌之さん

日本アーカイブズ学会登録アーキビスト 松崎 裕子  
アーカイブズ探訪記 第5回 神奈川県立公文書館

『里山の逸品』ヨーグルト、琥珀、天然氷



# 博物館の世界、これまでとこれから

—ミュー・ジアム最近事情から見えてくること—

公益財団法人 日本博物館協会 専務理事 半田 昌之さん



半田 昌之さん

1978(昭和53)年、「たばこと塩の博物館」設立準備室に学芸員として採用。

89(平成元)年から94(平成6)年までJT中南米学術調査プロジェクト総括リーダー。2011(平成23)年から日本博物館協会専務理事。

## 稼げる観光施設にシフト? どうなる博物館の未来

2017(平成29)年に出された文化経済戦略や去年閣議決定された文化芸術基本計画の下で、国の文化政策が大きく動きました。地方の文化資源を活用して、インバウンドをはじめ多くの観光客を全国に呼び寄せ、文化芸術と観光を柱に国づくりを進めることが「骨太の方針」に明確に示されました。そして、国が標榜する「稼げる文化」を実現するために、博物館にも大きな役割が求められています。

地域の博物館が基本機能の維持に苦慮する状況のなかで、観光施設としても集客できるよう、解説の多言語化、体験型プログラムの導入、休館日の見直しから夜間開館まで、様々な対応を求められており、現場にしてみれば「何を言つてるのか」という話です。ただ、国の方針がけしからんとばかり言える状況ではありません。例えばフランスのルーブル美術館は、観光の目玉としてお金も稼いでいます。そういう事例を見ると、日本が進もうとしている方向性に沿う形でのボテンシャルはまだあります。

## 企業博物館 大国日本の日本、そのミッションとは

コンセンサスが形成されているとは言えない状況ですが、良い方向に発展していくためには、博物館側も自ら考えなければなりません。他者から言われるままになつていると、例えば学芸員の調査研究を発表するような地味な企画は要らないというような、ポピュリズムに陥りかねません。そうならないために、やはり基本機能はきちんとやると。その上で外国人にもアピールできる文化資産をPRし、博物館が孤軍奮闘するのではなく、横と連携しながら総合政策的に取り組む。博物館が基本機能を担保しながら、どのように持続的に地域の役に立つていけるかということを考える時期に来てています。



1928(昭和3)年に結成された  
「博物館事業促進会」(日本博物館協会の前身)の記録資料

日本は企業博物館が充実している国だと思います。海外にも大きな企業系の博物館はありますが、日本はまず数が多い。

今はまだ、国と現場の博物館関係者の

国内の博物館の20%を占める約1,000館が、それぞれが活動しているのはすごいことです。

企業博物館に関する研究が本格化したのは、日本では1980年代半ばぐらいでしようか。研究者によく引用されるV.J.Danilovは「コープレートミュージアムは、オーソドックスな博物館とはちょっと違う」と定義しています。「コープレートミュージアムは企業のPRが根本にある」という点で「パブリックなミュージアムとは一線を画している」と言うのですが、私はそうではないと考えます。私も企業博物館にいましたからわかりますが、企業が博物館をつくるときに、自社PRや宣伝・顧客獲得等はないと言つたら嘘になります。そういう要因がある前提で博物館として社会的な役割も果たす、そのバランスです。

企業は歴史資産を持つているわけですから、情報公開と活用という博物館機能

が備わっていれば立派な博物館であり、活動しているという評価自体が、博物館としては設置者の企業にお返しできる納品物の究極のものです。博物館の看板を掲げた以上、博物館として社会的評価が高まることが設置者としてのミッションなのです。

## ICOM

### 京都で世界に触れよう

この夏、日本では初めて ICOM KYOTO 2019(国際博物館会議京都大会)が開催されます。

ICOM(International Council of Museums)は1946年に立ち上がった国際的なNGOで、現在141の国と地域が加盟し個人会員数が4万人超、唯一にして最大の国際的な博物館の連携組織です。

ICOMは博物館に所属していれば誰でも入れる、個人を基盤とするコミュニティで、学芸員だけでなく館長も事務のスタッフも入会できます。日本は今、個人会員が380人ぐらいですが、京都大会を機に博物館関係者、特に若い人々たちはぜひICOMの個人会員になっていたいきたいと思います。

1960年代から80年代にかけて、日本はアジアの博物館情勢をリードしていましたが、今は逆転しています。韓国も中国も博物館を活用した文化外交に入っています。東南アジア地域の博物館の発展は目を見張る状況です。そんなアジア諸国と比べてみると、先頭を切って発展を遂げてきた日本



前回行われたICOMミラノ大会の会議風景

ICOM KYOTO 2019では、博物館の定義の見直しや、災害対応など大きなテーマの他、いろいろな国と地域の運営の課題や対応例なども数多く発表されます。小規模な博物館の学芸員も、企業系の博物館の人たちにも、世界の現場の「いま」に触れていただきたいのです。

私も英語は全然ダメですが、世界で英語を母国語にしている人は多くない。みんな片言の英語ですが通じ合えますし、その実感を持てると自分の博物館に対する意識が少し変わります。メインの会議には通訳もつきますから、ぜひ会場に足を運んでいただいて、自分の博物館のこれからを考えるヒントや刺激をもらつて帰つてください。



# アーカイブズの価値の発信と 利用促進に積極的に取り組む

アーカイブズ探訪記では、4回にわたって企業アーカイブズを紹介してきた。今回初めて、公的機関のアーカイブズである神奈川県立公文書館を訪問した。神奈川県の公文書管理は、日本で初めて現用・半現用・非現用という文書のライフサイクルに対応した移管体制を確立するなど、日本におけるアーカイブズの仕組みづくりのさきがけである。昨年迎えた開館25周年という節目にあたり、同館では25周年記念展示「公文書を考える」や新公文書館情報管理システムの開発、「在外私有財産実態調査票」の利用促進など様々な事業に積極的に取り組んできた。公文書と民間伝来の歴史資料の利用促進、そして公文書館の価値の伝達を推し進める同館について、資料課課長の齊藤達也さん、主査の相澤英之さん、主事の長谷川佳祐さんにお話をうかがった。

松崎 裕子 日本アーカイブズ学会登録アーキビスト

## 神奈川県立公文書館の沿革、概要、所蔵資料とその利用

### 自治体職員の業務をサポートし、 文書を通じた職務への 真摯な取り組みを促す公文書館の存在

公文書館設置に先立ち、神奈川県では1983（昭和58）年に全国にさきがけて情報公開制度をスタートさせていた。公文書館は神奈川県立公文書館条例に基づき1993（平成5）年11月に開館した。同館の常設展示「公文書館の仕事紹介」がいうように、神奈川県の「公文書館は、神奈川県史編集事業の流れと、情報公開制度など公文書管理の流れが、ひとつになつて誕生した施設」である。同館が所蔵する資料は、大別すると（1）神奈川県が作成した行政文書のうち、歴史的に重要な文書である歴史的公文書と、（2）旧村の名主などを務めた家に伝來した村や家に関する文書や、退職した県の職員が所有した神奈川県に関する資料など、民間に伝來した古文書・私文書の2種類である。所蔵資料は、閲覧、複写サービス、レファレンス対応、館外貸出、メディア（放送など）への掲載といった方法で利用されている。

公文書館が存在し、公文書が永久的に保存されること

の意味は、先に述べたような現在における様々な業務（ビジネス）のための情報資源としての利用、将来世代による過去の公文書や古文書・私文書の多様な利用にとどまらない。1993（平成5）年11月の同館開館時、県政情報室で情報公開に携わっていた齊藤さんのお話が示唆的である。齊藤さんは当時、県の起案文書は保存年限が満了すると公文書館に移管され、そこで選別して永年保存されることを、情報公開との繋がりですんなり理解できたという。そして同時に「自分で起案した文書がずっと永年保存していくかもしないんだ、きちんと文書を書かなくてはいけない」、「ついつい、自分と隣の人と上司にわかればまあいい」というつもりで書くようになりがちだけれども、公文書館ができると、そうじゃない。文書はずっと未来永劫存在し、何も知らない人が見ると、もしそれないので、そこはだれが見ても読めるようにきちんと書かなくちゃいけない」と、考えたという。公文書館制度は職員の文書作成業務に規律を与える。文書は職務と切つても切れない関係にあるのだから、公文書館制度は職員が職務に対して真摯であること（integrity）を促すものであると言えるだろう。つまり公文書館の制度といふものは、行政サービスの質を高め、県民をはじめとするサービスの利用者にプラスの価値をもたらすことにつながる。このプラスの価値、すなわち良質な行政サービスを常に実現するためにもきちんとした公文書管理制度と公文書館制度が必要なのである。

### 利用者に一層の便益を図る 新公文書館情報管理システムの運用開始

最近は過去の事業に関して市町村側に残っていない情報を求めて、県立公文書館に調べに来られることがよくある、と相澤さんがお話ししてくださった。市町村の広報誌や記念誌作成のためにダム建設の写真や関係資料を提供した例があるほか、県内各地の史跡に設置する看板に記載する情報や画像についても、県立公文書館が頼りにしている。前者は文書を作成した原課で選別すると入り込む余地が生まれる恣意性や不統一を排除し、後者は災害による破壊（放送など）への掲載といった方法で利用されている。

損滅失等の危険や、組織再編等に対応して有効であると言わ  
れている。相澤さんは「こうやって集中管理することで紛  
失や引き渡し漏れがないのです」と説明してくれた。



公文書の評価選別を行う選別室

## 「在外私有財産実態調査票」の 受け入れから公開まで

今回の探訪で最も時間をかけて説明していただいたのが「在外私有財産実態調査票」の整理作業の完了と2017（平成29）年10月からの閲覧公開開始である。これは神奈川県が作成した公文書ではなく、私文書に分類されるものである。社団法人引揚者団体全国連合会（以下、全連と略称）という団体が1964（昭和39）年に行つた全国調査の基礎調査票である。山梨県と鹿児島県を除いた、全都道府県分の調査個票がダンボールに詰められて、同館3階の3号書庫に所狭しと並んでいる。

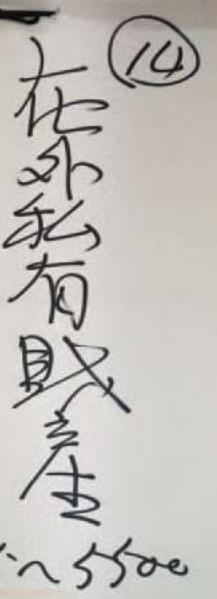
世帯別の個票の総数は約46万件（枚）。世帯人員が平均5名とするなら2百数十万名に上る人々の引き揚げに関わる記録である。この資料は第二次世界大戦終結に伴い、日本の外地から引き揚げてきた世帯が海外に残してきた財産の補償を要求する目的で行われた調査の記入済み回答個票である。戦後、都道府県ごとに引揚者の団体が結成された。名称は様々で、神奈川県の場合は社団法人神奈川県厚生同盟といい、県庁内に事務所が置かれていた。全国の都道府県にあつたこのような団体を束ねる組織が全連である。個票には64年時点での引揚者世帯の住所と世帯員の氏名、外地での居住先や勤務先、財産状況、家族状況など詳細なデータが記載されている。

齊藤さんによると、この資料は公文書館が開館した2年後の1995（平成7）年に同館が受け入れたもので

個人情報の塊とも言える膨大な資料は、受け入れ当初、公開は難しいだろう、と公文書館ではみていた。ところがその後、この約46万件の調査票をある研究者が学術研究として研究費を本資料のデータベース化に用いてこれを完成させ、そのデジタルデータが同館に寄贈されることになった。また、今から数年前に、元の調査から50年が経過し、調査が質問の対象時期とした第二次世界大戦からは70年以上が過ぎているため、何とか全面公開できないかと公文書館が検討した結果、2017年10月ようやく公開に至った。ただし、都道府県別にまとめられた個票の中から目的の個票を探し出すのは、そう簡単ではない。電話や直接来館の上カウンターで「何県の某という名前ですが、ありますか」「中国の何処何処にいたとかいう話は聞いているけれども、実際、場所もわからぬいし、手がかりがあれば」というレファレンスを受けた館の職員がデータベースを検索して、該当するデータ



在外私有財産実態調査票が詰められたダンボール



栃木県の在外私有財産実態調査票表紙

ランシスコ平和条約発効の52年4月28日から10年目となり、請求権が民法上の権利であるとすると、時効を迎えることになるため、全連は62年1月から「在外私有財産補償請求登録運動」を開始した（注4）。64年には「在外私有財産実態調査」を実施している。その成果が現在神奈川県立公文書館に伝わる約46万件の調査個票である。

## アーカイブズの価値の理解増進と利用促進ツール

がある場合、複写を提供する仕組みである。

2013年に公文書館に異動してきた齊藤さんも、本資料が第二次世界大戦の戦後処理に関する文書データとして高い価値を持つことから、この膨大な記録の取りまとめを行った全連について詳しい情報を得ようと試みている。だが、全連は11年頃解散しており、元の所在地を訪ねてみたが、何の手がかりもなかつたという。

このようなお話をうかがつた後、筆者も全連について簡単な調査を行つてみた。全連発行の冊子によると、全連は1946（昭和21）年11月29日に築地本願寺で全国46都道府県の引揚者団体が統一するための会合を開催して結成された（注1）。その後、引揚者の生活困難打開のための活動を展開している（注2）。一方、日本政府が51年に連合国と締結したサンフランシスコ和平条約は、第14条、第19条で日本国が戦争中に生じさせた損害に対し連合国に賠償を支払うべきことを定め、旧在外邦人の在外資産請求権を放棄し、各連合国がその資産を処分する権利を認めた。全連は引揚者の在外私有財産が連合国に対する日本国との賠償の引当にされたとして、憲法第29条3項（「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができること」）を根拠として、引揚者の損害（没収された在外私有財産）は日本国内において国が補償すべきであるという主張を掲げて運動を続けたのであった（注3）。吉岡易『在外私有財産補償正当論』によれば、62年4月27日がサンフ

いささか説明が長くなってしまった。簡潔にまとめると、本資料は第二次世界大戦後の講和条約締結によって、引揚者の在外私有財産が日本政府の連合国に対する賠償支払い引當にされたという理解のもと、全連が私有財産権・基本的人権擁護の立場から、日本国政府に対して行つた損害賠償請求運動というコンテキストの中で生まれ出されたものである。当事者の多くがすでに鬼籍に入りつつある今、戦争によつて一生を大きく左右された日本人引揚者がどれだけの私有財産を失つたのかを伝える、誠に貴重な資料と言えよう。また、時が経過し、当事者が亡くなつていくにつれて、本資料はその元々の文書作成の目的を離れ、引揚者の子孫による先祖調べといった、別の目的で利用されるようになりつつある。

とはいって、神奈川県立公文書館の主たる業務は県内の資料の保管であることから、本資料の受け入れは、齊藤さんがいうように「例外中の例外」である。確かに神奈川県に関わる神奈川県厚生同盟取りまとめの個票は、神奈川県に関わる資料ではある。だが、その部分だけを受け入れたとするならば、資料の全体性を破壊してしまうことにつながり、これはアーカイブズ学的に推奨できない。一方、研究者が研究費でコストを賄つてデータベースを作成し、公文書館にデータを寄贈して目録として役立てているという経緯は、結果だけ見るとデータベースの持続性（サステナビリティ）における好事例といえる。しかし、文書の整理、

成者に関するコンテキスト情報の記述と共にに行われる必要があり、本来であればアーカイブズ専門職（アーキビスト）の業務であろう。本資料は色々な意味で変則的な扱いを経て公開・利用にたどり着いた事例である。しかし、アーカイブズ制度が整備発展の途上にあり、アーキビストの養成や配置も進んでいない日本の状況において、永続的な価値を持つこのような資料が廃棄を免れ、一般に公開され利用が可能になつたことは高く評価されるべきだ。

今回「在外私有財産実態調査票」に関わる詳しいお話をうかがい、筆者は、本資料はアーカイブズの価値をわかりやすく示し、アーカイブズへの理解を増進させ、利用の促進に役立つツールとして位置付けられると感じた。

ここまで見てきたことから、神奈川県立公文書館は資料と機関・機能の両方の意味でのアーカイブズの価値を発信し、その利用促進に積極的に取り組んでいることがご理解いただけたであろうか。2019年4月に稼働予定の新公文書館情報管理システムではすでに述べたように検索メニューや増えるほか、内部的にはデジタル化された神奈川県公報や広報写真、神奈川ニュースなど音声や映像、電子公文書の登録も可能になる。これを機に、既存の利用者の多様なニーズに応え、新たな利用者を開拓し、良質な行政サービス、民主主義と文化の礎としての公文書館と公文書・歴史資料の価値をこれからもさらに伝え続けてほしいと期待する。

松崎裕子

\*左記の文献は国立国会図書館デジタルコレクションに含まれ、図書館向けデジタル化資料送信サービスによる参加館で閲覧可能である。  
（注1）社団法人引揚者団体全国連合会「在外私有財産補償理論」、社団法人引揚者団体全国連合会、1964年、58ページ。  
（注2）同右、56～68ページ。  
（注3）同右、2ページ。  
（注4）吉岡易『在外私有財産補償正当論』、社団法人引揚者団体全国連合会、1964年9ページ。

# 里山の逸品

身近な森林として  
人々が手を入れ、共存してきた里山。  
そこには、自然の恵みを活かし、  
循環させていくもののづくりが  
いまも生きている。

## ヨーダルト 鳥取県大山町

鳥取県西部に位置する名峰、大山。

その中腹部、標高4000～6000mの高原に

香取村がある。

旧満州（現、中国東北部）から引き揚げてきた

香川県出身の三好武男さんが

「100年、3代での村づくり」を

目指して開拓した。

行政上の正式名称ではないが、

香川県の「香」と鳥取県の「鳥」を

合わせた村の名前と酪農を、

2世3世が誇りと使命感を持つて

受け継いでいる。

道路工事に出掛ける。昭和27年。（写真提供：香取開拓農業協同組合）

## 琥珀 岩手県久慈市

岩手県久慈市の周辺は、  
国内最大の琥珀の産地である。

地質年代から見てみると

バルト海沿岸やドミニカ共和国など

世界の主要産地が

4千万年前頃に形成されたものが多いのに対し、

久慈の琥珀は約9千万年～8千500万年前。

恐竜が生きていた時代の地層から産出され、

古さでは世界屈指である。

太古の樹木から出た樹液が

地中深くで化石化した琥珀は

土地の人々の手によって目覚め、

新たな時を刻み始める。

市内にある上山琥珀工芸の採掘用の坑道

## 天然氷 埼玉県長瀬町

山々から湧き出た、

まろやかな沢の水が

秩父の自然の力で

ゆっくりと氷に育っていく。

1870（明治3）年、

中川嘉兵衛によつて

函館五稜郭で始まつた日本の天然氷事業は、

粉雪のような繊細なかき氷へとその姿を変え、

長瀬の町の観光資源にもなつてゐる。

長瀬の町の観光資源にもなつてゐる。

1981年、手作業で行う採氷の様子。（写真提供：菊池建太さん）





現在、村には1400頭の乳牛が飼育されており、村内には『香取村のむヨーグルト』を製造するミルクプラントがある。香取開拓農業協同組合の代表理事組合長、田中喬さんに話を伺った。「昭和60年頃、全国で牛乳の計画調整が始まりました。余剰になつた牛乳を活用するべく乳製品の加工を手掛けたのが始まりです」。工場長は三好武男さんの孫である三好充さんだ。「この村で育つ牛の生乳を使用し、乳酸菌や製法にこだわつてつくつているので、生乳の濃厚さと自然な風味を味わえます。冷蔵品ということで、店頭に流通しているのは県内に限定さ

香取村は、中国の満州に渡つた『第8次樺林開拓団』約100戸が、終戦後に引き揚げて大山の原野を開墾、ゼロから築き上げた開拓村である。敗戦から8か月後の1946(昭和21)年6月16日、開拓団はようやく故郷の大林光雄さんは当時のことを「みんな家屋敷全部売り払つて行つたから帰つても住むところないわけです。日本でもう一度開拓しよう」と兄の三好が言い、18

日からはもう九州から栃木、茨城、群馬、長野へ行き、土地を探し回りました」と語る。ようやく見つけた大山は、1年の半分は雪の中で風は強く、酸性土壌のため作物は育たない土地柄である。悪条件ばかりで開拓は絶対に無理だと地元周辺の人々は言つたが、森や草が生い茂る広い土地に入植者たちは酪農の大きな夢を描いた。米軍払い下げの兵舎用テントで共同生活をしながら、砲塔をはずした改造戦車で道をつくり、開墾し、計画的な村づくりを進めた。自然の地形や原生林ができるだけ生かすことも意識した。

入れてしまふのですが、将来的にはインターネットを通じてお客様に直接お届けする比率を高めていきたいという夢はあります」。

入植してから70年以上が経過し、酪農が厳しい環境に置かれる中でさまざまな挑戦を行なながら、開拓者精神を胸に100年の村づくりは今も進行している。



## DATA

鳥取県西伯郡大山町は日本海から大山まで、海拔0mから1709mの高低差を持つ自然豊かな立地。山陰の玄関口である米子空港や近畿圏からの交通アクセスも良い。農業や畜産、漁業が主な産業である。

# ヨーグルトに、開拓者の魂と夢を乗せて

ヤマセ吹く地に輝く、久慈の琥珀

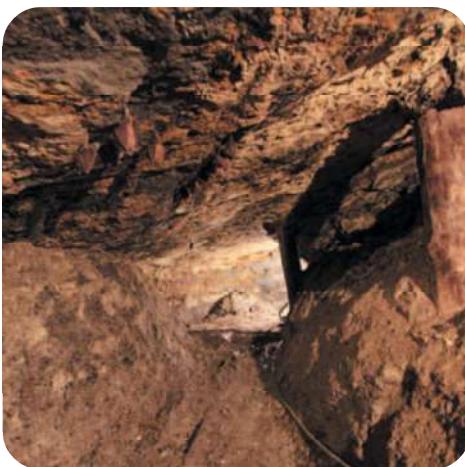
日本における琥珀の歴史は古くすでに縄文時代には久慈でも採掘が行われていた。久慈地域ではかつて琥珀を燃して蚊やりに使つており、琥珀は『薰陸香(くろりやか)のこ』と呼ばれていたそうだ。昭和10年代には船体の塗料やレーダーの絶縁体など軍事物資として大量に採掘され、戦後になると需要はぱつたり途絶えた。

久慈の琥珀が復活したのは、1974（昭和49）年に奈良の古墳から出土した琥珀製品が久慈産であると発表されたことがきっかけであった。当時久慈市の職員だった上山菊太郎さんは、琥珀の輸入販売を手掛けていた企業の誘致活動をする一方、自らも琥珀の採掘と加工を始めた。彼はNHKの連続テレビ小説「あまちゃん」の登場人物のモデルにもなっている。父、菊太郎さんを受け継ぐ上山昭彦さんによれば「地元の人間にとつて琥珀は周辺に当たり前に存在するものであり、身近すぎてその価値に気づかなかつた。報道を見て、父も海産物に続く久慈の特産品をとぎ思っています」。

に存在するものであり、身近  
すぎてその価値に気づかなか  
つた。報道を見て、父も海  
産物に続く久慈の特産品をと考  
えたのだ  
と思ひます」。

同じくこの発表で人生が大きく変わったと話すのが『くんのこほっぱ愛好会』会長の黒沼忠雄さんである。はるか昔、大和朝廷と久慈の間には交易があり、「琥珀の道」と呼ばれる交易ルートがあつたと知り、「以来、私にとつて琥珀はただのモノではなく文化交流の証になつたのです」と当時の心情を教えてくれた。くんのこほっぱとは当地の方言で琥珀の堀場を意味し、85(昭和60)年に設立され文化研究と普及伝承を続けている。

長い歴史を持つ久慈の琥珀だが、アクセサリーの市場に参入してようやく半世



## DATA

久慈市は岩手県北東部沿岸に位置し、北限の海女の町としても知られる。また春から夏にかけてヤマセと呼ばれる冷たく湿った海霧が発生する独特の風土を持つ。

紀上山さんは事業用としては市内に唯一残る採掘用の坑道に入り、久慈産琥珀にこだわったビジネスを開拓している。くんのこほっぽは愛好会では、琥珀の歴史文化を保全すべく、集落まるごとアーバイブとしての存続運動を始め、10年目になる。「深きヤマセと琥珀の輝きがかいませられるような拠点、琥珀と人々の生業そのものを残したいと思っています」(黒沼さん)。





# 水が湧き出る山の中で、人が育てる天然氷



多い。その理由として立正大學非常勤講師の菊池建太さんは次のように語ってくれた。

「秩父は大都市東京に近く氷の需要もあり、また、清流と冬季冷え込みの厳しい谷間があり、产地としての条件が良かつたからと考えられます。秩父で最初に製氷業を手掛けたのは1890（明治23）年創業の阿左美冷蔵さんですが、敷地内にはかつて氷を輸送するための鉄道引込線がありました」。

天然氷は明治後半に機械式製氷機が登場すると衰退していく、埼玉県で残っているのは、長瀬町の阿左美冷蔵の1軒のみである。長瀬駅にほど近い寶登山参道でかき氷店を営む阿左美亮二さんに話をうかがった。

「天然氷は手間がかかり、切り出す氷は一つが約50kgと体力的にも大変な仕事です。天然氷は時代遅れといわれた時期もあつたと聞きます。父で5代目ですが、環境問題や食の安全に社会的関心が集まる中で天然氷は必ず見直されるという思いで、家業を継いできました」。

天然氷とは、自然の寒さを利用して凍らせた氷を指し、食用や保冷用をはじめ、医療用や養蚕業が孵化を人工的に調整するためなどに活用されていた。秩父は周囲を山に囲まれており、1月の最低気温0℃以下の日、すなわち冬日は青森とほぼ同じ日数という気候の特性を持つている。1924（大正13）年の全国天然氷採取業及び製氷工場統計を見るとき、埼玉県の採氷箇所は国内で7番目に

わせてやつていくだけです。私たちは、氷はつくるというより育てるものだと思っています。毎日様子を見て手をかけ、一番いいものをいただくお百姓さんと同じです」。

氷を削って食べる文化は日本ならではのものだ。ヨーロッパでは食べる場合、ICEは氷ではなくアイスクリームを指すという。ここ数年のインバウンド政策で、長瀬の天然氷によるかき氷が広く海外に向けて発信され始めている。



## DATA

長瀬町は自然岩の造形が美しく、特に長瀬岩畠と呼ばれる地形は地球内部の窓みを知ることができることから地球の窓ともいわれ、国指定名勝・天然記念物に指定されている。急流を舟で下るライン下りが人気で多くの観光客が訪れる。

# PICKUP



## 入手資料の紹介

**今から100年前、1918(大正7)年頃に制作された  
【四方硝子置時計】が、  
このほど当館の収蔵品に加わりました**

当時、帝国興信所(帝国データバンクの前身)の役員だった小山文平理事に贈られた「永年勤続表彰・副賞」の記念品で、孫の小山文憲さんから当館に寄贈されたものです。

この時計は、精工舎製(現セイコークロック)のゼンマイ手巻き式振り子置時計で、天板、底板がともに大理石で作られ、四方の側面はいずれもガラス製です。

サイズは天板：140mm×170mm、底板：155mm×185mm、高さは270mm。保存状態も良好で、現在も時を刻むことができます。

背面のガラスには「贈呈十周年勤続記念 大正七年一月 帝国興信所」と金文字で書かれています。



## 史料館ホームページ

**中村信隆氏(ゴルフダイジェスト社元主幹)による連載コラムがスタートしました**

「Choice」創刊編集長ののち、「週刊ゴルフダイジェスト」編集長を23年務めた、中村信隆氏によるコラムが、当史料館のホームページにて好評連載中です。

雑誌編集長としての長年の経験と、これまで各地を放浪し、旅した中で、今も鮮烈に蘇る記憶(思い出)の記録。旅とゴルフにまつわるさまざまなテーマを月に一度、お届けしています。



## 古文書講座開催中

2月21日の1日体験古文書講座には、企業史料ご担当者他、多くの方にご参加いただきました。

好評につき、4月より半年間、参加者を対象に定期の古文書講座「はじめてのくずし字～江戸時代の倒産事例『町人考見録』を読む～」(月1回、全6回)を開催します。

今後、当館では半期ごとに講座を開講していく予定です。新規募集は、次回講座(10月開始)から、ご案内は8月頃を予定しています。講座情報はホームページの他、SNSでも配信しています。



1日体験古文書講座(2/21)会場風景

## 帝国データバンク史料館

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塙町14-3 TEL.03-5919-9600(直通)

ご来館の際は、1F受付にお越しください。

### ご利用案内

〔入館料〕 無料

〔開館時間〕 10:00～16:30 (入館は16:00まで)

〔休館日〕 土・日・月曜日および祝日、年末年始

(その他展示替えなどのため、臨時に休館することがあります。)

### 交通のご案内

〔JRご利用〕 中央線・総武線 市ヶ谷駅 徒歩8分

中央線 四ツ谷駅 四ツ谷口から徒歩9分

〔地下鉄ご利用〕 南北線・有楽町線 市ヶ谷駅 7番出口から徒歩6分

都営新宿線 曙橋駅 A4番出口から徒歩9分

丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 2番出口から徒歩9分

ご来館の際には館内のご案内、ご質問など、お気軽にお申し付けください。  
なお、当館ホームページで展示内容や最新ニュースなどをご紹介しています。

[www.tdb-muse.jp](http://www.tdb-muse.jp)